	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (平成 24 年 7 月 5 日施行)	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (変更案)	変更理由
	(名称)	(名称)	
1	第1条 本会は、「淀川水系流域委員会専門家委員会」(以	第1条 本会は、「淀川水系流域委員会専門家委員会」(以	
	下「委員会」という。)と称す。	下「委員会」という。)と称す。	
	(設置)	(設置)	
	第2条 委員会は、委員が次の事項につき、意見を述べる場	第2条 委員会は、委員が次の事項につき、意見を述べる場	
	として設置するものとする。	として設置するものとする。	
	(1) 淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が年	(1) 淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が年	
2	度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結	度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結	
	果について、意見を述べること	果について、意見を述べること	
	(2) 淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じ	(2) 淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じ	
	た場合に、河川管理者が示す変更原案に対して	た場合に、河川管理者が示す変更原案に対して	
	意見を述べること	意見を述べること	
	(委員会)	(委員会)	
	第3条 委員会の委員は、近畿地方整備局長が委嘱する。	第3条 委員会の委員は、近畿地方整備局長が委嘱する。	
	2. 委員会には議事進行を行う委員長及び副委員長各1	2. 委員の任期は、2年以内とする。	・任期及び再任限度が
	名を置く。	3. 委員は、再任されることができる。ただし、6年を	明記されていなかった
	3. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任す	限度とする。	ことから追記
	る。	4. 委員会には議事進行を行う委員長及び副委員長各1	・上記追記に伴う項番
3	4. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を	名を置く。	号を修正
	代理する。	5. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任す	
	5. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立す	る。	
	る。なお、委員の代理出席は認めない。	6. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を	
	6. 委員会は委員長が招集するものとする。	代理する。	
		7. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立す	
		る。なお、委員の代理出席は認めない。	
		8. 委員会は委員長が招集するものとする。	

	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (平成 24 年 7 月 5 日施行)	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (変更案)	変更理由
	(連絡調整会議の出席)	(連絡調整会議の出席)	
4	第4条 「専門家委員会」と「地域委員会」の連絡調整を行	第4条 「専門家委員会」と「地域委員会」の連絡調整を行	
	う会議(以下「連絡調整会議」という)が開催され	う会議(以下「連絡調整会議」という)が開催され	
	る場合には、委員長及び副委員長が出席するものと	る場合には、委員長及び副委員長が出席するものと	
	する。	する。	
	(情報公開)	(情報公開)	
5	第5条 委員会は、原則として公開する。その公開方針は別	第5条 委員会は、原則として公開する。その公開方針は別	
	紙「情報公開方針【専門家委員会】」によるものと	紙「情報公開方針【専門家委員会】」によるものと	
	する。	する。	
	(事務局)	(事務局)	
	第6条 委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河	第6条 委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河	
6	川管理者が行う。	川管理者が行う。	
0	2. 委員会の事務局は、近畿地方整備局に置き、関係府	2. 委員会の事務局は、近畿地方整備局に置き、関係府	
	県河川部局及び水資源機構関係部局がこれに協力す	県河川部局及び水資源機構関係部局がこれに協力す	
	る。	る。	
	(規約の改正)	(規約の改正)	
7	第7条 本規約を改正する必要があると認められたときは、	第7条 本規約を改正する必要があると認められたときは、	
L	委員会で協議する。	委員会で協議する。	
8	(雑則)	(雑則)	
	第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の実施に際し、	第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の実施に際し、	
	必要な事項は、委員会において定める。	必要な事項は、委員会において定める。	

	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (平成 24 年 7 月 5 日施行)	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (変更案)	変更理由
	付 則	付 則	
	この規約は、平成24年7月5日から施行する。	この規約は、平成24年7月5日から施行する。	
		付 則(令和4年12月21日)	・現委員の再任年数は
9		第3条第2項及び第3項は、令和5年3月1日から施行す	規約改正後の次回更新
		る。ただし、この施行日以前の任期は含まないものとす	時から適用(現委員の
		る。	委嘱年数は今期末時点
			を0年とする)